

(平成21年3月4日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認富山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで

年金住宅融資を受けるに際し、申立期間を含め、国民年金保険料の未納期間を解消して融資を受けた記憶がある。一緒に納付してきた妻については納付記録が訂正されたのに、夫である自分の記録が訂正されないのは納得いかない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料の納付状況をみると、結婚後の昭和 47 年 4 月以降 60 歳に至るまで、国民年金加入期間のうち、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人は、納付意識が高かったものと考えられる上、申立期間は 1 回で、3 か月間と短期間である。

また、申立人とその妻の国民年金保険料の納付記録をみると、申立期間前後の昭和 51 年度、53 年度及び 55 年度から 56 年度までの期間の過年度納付分並びに 57 年度の追納分については、夫婦の納付期日が同一日となっており、申立期間においても、申立人とその妻の保険料を併せて納付していると推認されることから、申立人のみが未納となっているのは不自然である。

さらに、当初、社会保険庁の記録では、申立人の妻の年金記録についても、申立人と同様、申立期間について未納とされていたが、A 市の記録が納付済みとされていたため、社会保険庁の記録が訂正されており、A 市及び社会保険庁の申立人に関する記録管理が適切でなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで

昭和35年2月にB事業所C工場に正社員として採用され、平成6年12月まで勤務した。このうち、昭和44年4月16日から同年6月30日までの期間はA事業所の職員として勤務し、同年7月1日付けでB事業所C工場に復職した。

ところが、社会保険庁の記録では、昭和44年6月30日にA事業所で資格喪失したこととなっており、この結果、厚生年金保険の加入期間に1か月の空白が生じていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所（現在は、D事業所）の人事記録及び雇用保険の記録により、申立人が昭和44年6月30日まで同事業所の職員として勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年5月の社会保険事務所の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務担当者が厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤ったとしており、厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、資格喪失日を誤って昭和44年6月30日として届け出たことが確認できることから、当該届出の結果、社会保険

事務所は申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月まで  
妻が A 市 B 区役所で国民年金の加入手続を行った後、昭和 44 年 1 月に、36 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料を、同区役所又は郵便局において、一括で納付したにもかかわらず、申立期間について、未納とされていることに納得できない。  
なお、社会保険庁の記録上、国民年金の被保険者資格の取得日が、平成 7 年 2 月 8 日に昭和 40 年 9 月 22 日から 36 年 4 月 1 日へ変更されているが、そのような手続を行った記憶は無い。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は自身の国民年金への加入手続について、その妻が、昭和 43 年 12 月に妻自身の国民年金加入手続と同時に行い、44 年 1 月、A 市 B 区役所又は郵便局で、申立期間に係る国民年金保険料を一括で納付したとしている。

しかし、申立人の妻が、昭和 44 年 1 月に郵便局において一括で納付した国民年金保険料は、42 年 4 月から 43 年 12 月までの保険料であると推察される上、申立人の妻も申立人と同様の納付状況（昭和 44 年 1 月 8 日に 42 年 4 月までさかのぼって納付し、同年 3 月以前の期間は未納）となっている。また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推察される 43 年 12 月時点では、申立期間のうち 41 年 9 月以前の期間については、時効により保険料を納付できない期間である上、その後実施された特例納付等でさかのぼって納付した形跡も無い。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、平成 7 年 2 月 8 日までは申立人の国民年金被保険者資格の取得日が、昭和

40年9月22日とされていたことから、それ以前の期間については、44年1月時点では、国民年金に未加入であったと考えられる。

加えて、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、納付金額等も不明である上、納付を行ったその妻から聴取しても、一括で納付したとするだけで、納付金額など具体的な状況は不明とするなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

このほか、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 12 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 12 月から 42 年 3 月まで

A 市 B 区役所で国民年金の加入手続を行った後、昭和 44 年 1 月に、39 年 12 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料を、同区役所又は郵便局において、一括で納付したにもかかわらず、申立期間について、未納とされていることに納得できない。

なお、社会保険庁の記録上、国民年金の被保険者資格の取得日が、平成 7 年 2 月 8 日に昭和 41 年 3 月 22 日から 39 年 12 月 22 日へ変更されているが、そのような手続を行った記憶は無い。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は自身の国民年金への加入手続について、昭和 43 年 12 月にその夫の国民年金加入手続と同時に行い、44 年 1 月、A 市 B 区役所又は郵便局で、申立期間に係る国民年金保険料を一括で納付したとしている。

しかし、申立人が、昭和 44 年 1 月に郵便局において一括で納付した国民年金保険料は、42 年 4 月から 43 年 12 月までの保険料であると推察される上、申立人の夫も申立人と同様の納付状況（昭和 44 年 1 月 8 日に 42 年 4 月までさかのぼって納付し、同年 3 月以前の期間は未納）となっている。また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推察される 43 年 12 月時点では、申立期間のうち 41 年 9 月以前の期間については、時効により保険料を納付できない期間である上、その後実施された特例納付等でさかのぼって納付した形跡も無い。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、平成 7 年 2 月 8 日までは申立人の国民年金被保険者資格の取得日が、昭和

41年3月22日とされていたことから、それ以前の期間については、44年1月時点では、国民年金に未加入であったと考えられる。

加えて、申立人は、国民年金保険料の納付について、一括で納付したとするだけで、納付金額など具体的な状況は不明とするなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

このほか、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



第 1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 12 月から 39 年 12 月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 12 月から 39 年 12 月まで

A 市（現在は、B 市。）の C 事業所に勤めていた昭和 37 年 12 月から 39 年 12 月ごろまで、国民年金に加入し、町内会の集金により同事業所で毎月保険料を支払っていた。

しかし、D 市に異動した後に、当該期間が未納となっていると言われ、昭和 54 年に特例納付により保険料を支払ったが、当時、A 市で保険料を支払っていたので、特例納付により納付した保険料を還付してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、国民年金保険料を A 市で納付していたと主張しているが、D 市の住民票の記録により、申立人は昭和 39 年 5 月に同市に異動していることが確認できることから、申立期間のうち 39 年 5 月以降については、A 市で保険料を納付することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、D 市において昭和 40 年 4 月ごろに払い出されたと推察され、それ以前に、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時、A 市において町内会により保険料を集金されていたとしているが、当時の A 市広報に、昭和 39 年 3 月において、市の職員が直接集金していたことをうかがわせる記載があり、町内会による集金が開始されたのはそれ以降と推察される上、申立人は、当時集金していた町内会や集金人の名前等、具体的な状況について記憶が不明確であることから、申立てどおりの集金があったことを確認することができない。

加えて、申立期間において、申立人が国民年金保険料をA市において納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月から同年 8 月 1 日まで  
② 昭和 52 年 8 月 26 日から 54 年 4 月 1 日まで  
③ 平成 7 年 2 月 1 日から 9 年 8 月 1 日まで

① 昭和 36 年 3 月に A 社 B 支店に入社し、すぐに C 社 D 支店に出向となり、同年 8 月ごろに出向が解かれた。

A 社と C 社は関連会社であり、同じ建物の中にあっただが、出向期間中の厚生年金保険加入記録が無いことに納得できない。

② 昭和 44 年 7 月から 54 年 3 月まで、E 社 F 支店に勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者資格が 52 年 8 月 26 日で喪失している。

当時、E 社 F 支店との間で争いごとがあり、昭和 54 年 3 月末日をもって退職とすることで合意したのに、厚生年金保険の被保険者資格が 52 年 8 月 26 日で喪失となっていることに納得できない。

③ 平成 5 年 8 月に G 社に入社し、9 年 7 月まで同社に在籍していたのに、厚生年金保険の被保険者資格が 7 年 2 月 1 日で喪失している。

平成 7 年 10 月に自宅が火災になった時、G 社から見舞金をもらっており、7 年 2 月 1 日で被保険者資格が喪失となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険事務所の記録によると、出向

先のC社D支店は、厚生年金保険の適用事業所となっていない上、同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票でも、申立期間においては整理番号に欠番も無い。

また、申立人は、昭和36年4月15日からA社B支店（現在は、H社I支店。）において雇用保険に加入していることから、同社では、関連会社に出向した社員については、出向元の同社において社会保険に加入させる取扱いとしていた状況がうかがえるものの、同社B支店における厚生年金保険の被保険者資格取得日が申立人と同日である同僚（一人）は、同社に入社後、半年ほど経過してから厚生年金保険に加入したと証言していることから、申立期間当時、同社では、採用後一定期間を経てから社員を厚生年金保険に加入させていた状況がうかがえる。

さらに、申立人がC社D支店の同僚として名前をあげた女性事務員についても、申立期間においては厚生年金保険に加入していたことが確認できない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料も無い。

なお、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票でも、申立期間においては整理番号に欠番も無い。

申立期間②については、申立人は、E社F支店との間で紛争があったものの、最終的には昭和54年3月まで正社員としての身分を認められ、未払いの賃金相当額を退職金及び慰労金として支払うことで合意したと主張しているが、紛争中は会社には出勤しておらず、給与も支給されていなかったとしていることから、申立期間において申立人が厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

また、雇用保険の記録でも、申立人のE社F支店の離職日は昭和52年8月25日となっていることが確認できる。

さらに、E社は廃業している上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料も無い。

なお、E社F支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票でも、申立人は昭和52年8月26日に被保険者資格を喪失したことが確認できる上、申立期間においては整理番号に欠番も無い。

申立期間③については、G社（現在は、J社。）は、申立人は平成7年2月1日から社会保険が非適用の嘱託社員となり、同年3月31日に退社したとしており、同社から提出された資料でも、申立人の退社日が同年3月31日であることが確認できる。

また、G社は、申立人については社会保険庁の記録どおりの届出をしており、申立期間においては、申立人の給与から厚生年金

保険料を控除していないとしている。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。